

3. 「大学図書館における情報処理と機械化について」は、図書館職員の人手不足による業務停滞が、電算機化によってのみ解決されるかのごとく述べられているが、この考えかたは至当でない。

〔第6回〕 議題：部局図書館のありかたについて

はじめに、今回より図書館改革の個々の問題点をとりあげ、検討を深めていくことがきまり、その最初として“部局図書室の利用者にたいするサービス”をとりあげることになった。

まづ部局によっては、大学院生を研究者に入れるところとそうでないところがあり、当然それによって利用上の取扱いにも差異があること、さらに学生といっても教養部学生も利用しているところがあり、その範囲は一定していないことが、それぞれの報告から明らかとなった。

つぎに理学部の一教室から、教育体系の改革にともなう一つの問題として、学生の図書借出しに混乱が生じているという報告がなされ、それにたいして質疑応答があった。

そのあと、現在学生が所属部局外の図書を借出すときに使用されている「学内図書相互利用書」の制度について意見が出された。

今回の主な報告・意見の概要

1. 理学部学生の図書借出しについて

- 昨年9月に教育体系の改革が行なわれ、いわゆる“新教科”がスタートした。苦しい陣痛を経て生まれたこの制度は、教育の閉鎖的になることをさけ、学生の主体性・自主性を尊重したものであるが、その結果学生の図書借出しの手続きが複雑化し、制限がより大きくなったようだ。これは学生は教室の枠をはなれたが、図書はいぜんとして教室に所属しているギャップから生じている問題だと思う。

- 実務担当者である図書館職員が不参加の形で、改革がなされたために生じた結果ではないか。また教官に比して学生の図書借用に大きな制限があるのは差別ではないか。

2. 学内図書相互利用書について

- これに図書室印を捺しているのは身分保証的な意味しかもっていないのではないか。それなら学生証だけで全学の図書が自由に利用できる理想へ一歩でも進む路が考えられないか。

〔付記〕 • その後理学部では、学生の図書貸出し制度の統一と、学生が他学部所蔵図書を利用するときに必要な「学内図書相互利用書」の充分な活用について考慮中である。(5月9日)

- 附属図書館よりの世話人中川治夫に正式決定。

———— ニュース

本学 OECD の寄託図書館に指定さる

OECD (経済協力開発機構) は、経済、貿易、金融、開発援助、産業、教育、科学、労働力、社会問題等について、各種の研究・報告を出版し、一般に公表することを仕事の1つとしているが、このことと関連して、世界各国に多くの寄託図書館を指定・設置している。

本学では、昨年8月、外務省を通じてその指定の依頼があり、同年10月、正式に指定する旨連絡がとどき、これにともなって、経済学部が資料の保管・運用を行なうことになった。

今後、OECD より刊行されるすべての出版物が送付されることになっているが、現在のところ、経済関係を中心にして約240冊が到着している。なお、寄託指定を機会にして、4月27、28、30日の3日間、附属図書館において、資料展示会が開催された。(入館者 163人)